



平成23年5月26日

各 位

上場会社名 株式会社インターネットイニシアティブ
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 鈴木 幸一
(コード番号：3774、東証第1部)
お問合わせ先 常務取締役 CFO 渡井 昭久
(TEL： 03-5259-6500)

取締役退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、平成23年5月26日開催の取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、取締役退職慰労金制度の廃止及びそれに伴う株式報酬型ストックオプションの導入を、平成23年6月28日開催予定の当社第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役退職慰労金制度の廃止について

当社の取締役に対する取締役退職慰労金を、平成23年6月28日開催予定の当社第19回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役ににつきましては、当該定時株主総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、各取締役の退任時に支払う予定であります。当社の取締役に対する退職慰労金の打切り支給につきましては、前記の当社第19回定時株主総会に議案を付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）及び執行役員に対して、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を従来以上に高めることを目的に、各々の退職慰労金及び退職金の代替として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権）を割り当てることといたします。

このうち、当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権につきましては、平成23年6月28日に開催予定の当社第19回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を付議いたします。

なお、当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は、別紙のとおりであります。

以上

本書は、取締役退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

別紙

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、当社が株式の分割、株式無償割当てまたは株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

新株予約権の目的である株式の数は、総数を600株とし、各事業年度に係る定時株主総会日の翌日以降1年間に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

2. 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の上限は600個とする。

3. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日における当社株式の株価等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した新株予約権1個当たりの公正価額として、当社の取締役会において決定する。

なお、新株予約権の割り当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭による払込に代えて、当社に対して有する報酬債権と相殺する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間（ただし、死亡により当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した場合を除く。）に限り、新株予約権を行使することができる。

(ii) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の有していた新株予約権の相続人は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(iii) その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上